

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
池田土木事務所	<p>公有財産台帳の登録について、改修工事の完了による引渡しの日を取得年月日として登録すべきところ、誤った日を登録していた。</p> <table border="1" data-bbox="498 510 1626 913"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>工事完了による引渡しの日</th> <th>実際に登録した取得年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修行の古場便所</td> <td>令和3年11月10日</td> <td>令和6年2月1日</td> </tr> <tr> <td>琴ノ家前便所</td> <td>令和3年11月10日</td> <td>令和6年2月1日</td> </tr> <tr> <td>民家集落内東便所</td> <td>令和4年5月20日</td> <td>令和6年2月1日</td> </tr> <tr> <td>公園管理事務所</td> <td>令和4年5月20日</td> <td>令和6年2月1日</td> </tr> <tr> <td>野外音楽堂</td> <td>令和4年5月20日</td> <td>令和6年2月1日</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	工事完了による引渡しの日	実際に登録した取得年月日	修行の古場便所	令和3年11月10日	令和6年2月1日	琴ノ家前便所	令和3年11月10日	令和6年2月1日	民家集落内東便所	令和4年5月20日	令和6年2月1日	公園管理事務所	令和4年5月20日	令和6年2月1日	野外音楽堂	令和4年5月20日	令和6年2月1日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                      (台帳の異動登録)                      第5条                      2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号(府以外からの取得の場合に限る。)及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。                      (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。(以下略)</p> </div>
財産名称	工事完了による引渡しの日	実際に登録した取得年月日																		
修行の古場便所	令和3年11月10日	令和6年2月1日																		
琴ノ家前便所	令和3年11月10日	令和6年2月1日																		
民家集落内東便所	令和4年5月20日	令和6年2月1日																		
公園管理事務所	令和4年5月20日	令和6年2月1日																		
野外音楽堂	令和4年5月20日	令和6年2月1日																		
措置の内容																				
<p>公有財産台帳の登録について、取得年月日の誤りを指摘された事案を速やかに公有財産台帳等管理システムにより修正登録を行った。                      今回の検出原因は、当該事務処理について、担当者の認識不足とともに担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことにある。                      本事案の指摘を受け、改めて、公有財産事務を担当する担当者間で情報共有を図るとともに公有財産台帳の登載について、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、公有財産台帳等管理システムへの入力を行う旨を各課長・グループ長を通じて、事務所職員全員へ指導徹底を図った。                      今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理を行うよう取り組む。</p>																				

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年10月16日)